

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

皆さんおはようございます。発言のお許しをいただきましたので、私は、今回、2つの大きなテーマで質問をしたいと思います。

まず1つ目に、市の有機農業の推進の計画についてお尋ねをします。今、国際連合は戦後最大の食料危機と警告されています。もともと気候変動で不作が広がったところに、ウクライナ危機と、コロナ禍です。さきのウッドショックに続いて、今はフードショックが叫ばれております。

11月27日のNHKスペシャルでも、食料危機の実態が報道されておりましたが、食料の輸入依存国日本は、種、化学肥料さえも輸入に頼っておりますから、アメリカのラトガース大学の研究者らのデータ推計によりますと、局地的な核戦争の勃発で、食料生産の減少と物流停止が起きた場合、2年後の餓死者は、食料自給率の低い日本に集中すると言われています。

世界の餓死者2億5,500万人のうち、日本の餓死者は約3割、7,000万人余を占めるということです。これは、今まさに起きつつある想定内のことと言えるのではないのでしょうか。日本の自給率38%は世界175か国の中で、124番目。先進国29か国の中で、26番目という低さです。

とにかく時間のかかる農業ですから、今からその気で、地域ぐるみで自給率を上げなければ、飛騨市とて、市民の命は守れません。しかし、生産者にとっては、肥料も飼料も価格が2倍になり、燃料も3割高超となっています。にもかかわらず、農畜産物の販売価格は、低いままですから、農業経営は危機的状況です。

そこで、市の農業対策などを伺います。1つ目、私は3月議会でも有機農業について質問いたしましたが、その後、有機農業について、市として進展状況、あるいは進捗というものはあるのでしょうか、伺いたいと思います。

2つ目に、10月26日、27日に産業常任委員会で国家戦略特区で農業振興に成果を上げている兵庫県養父市などを視察して、多くのことを学んでまいりました。先進地である養父市の国家戦略特区（農業）については農林部でも既に情報把握されていらっしゃるようですので、ざっと紹介したいと思います。

今から8年ほど前に、養父市は国家戦略特区に申請をして、農業の規制改革を行いました。時間がかかっていた農地の権利移動の許可事務を農業委員会に代わって市が行うこととした結果、農地を取得しやすくなり、耕作放棄地の再生と農地の流動化が促進されました。また、農業生産法人の要件緩和で、法人による営農が活発化し、13もの企業による生産法人が設立されました。様々な規制改革メニューを実現して、この7年間で、営農面積、雇用創出ともに拡大し、大きな成果を上げていらっしゃいました。

そして養父市は、飛騨牛の元牛である但馬牛の産地ですから、高品質の牛糞堆肥を大規模プラントで生産し、その活用で、化学肥料、化学農薬を一切使わない有機農業を行ってまいりました。その農地の場所は、慣行農業、通常の低農薬、減農薬などを使った通常の農業のことですけれども、慣行農業の農薬等の影響が及ばないように、高台に整備されていて、大変感心いたしました。飛騨市に当てはめた場合、どんなことが農地として、あるいは有機農業にとって課題や弊害となるのでしょうか、伺います。

3つ目に、千葉県のいすみ市をはじめ、各地でオーガニック学校給食が始まっています。有機

農業にとって、学校給食は安定した市場となりますし、何より子供たちの健康と農業、そして環境を守る最善策と確信いたします。市の積極的な農政を求めます。市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

有機農業推進計画について、1点目の有機農業の進捗状況からお答えいたします。有機農業の推進に関する法律において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方法を用いて行われる農業をいうと定義されています。

9月の定例会にて、国の制度である環境保全型農業直接支払交付金の予算の増額補正を認めていただいたところですが、この制度を活用する有機農業の面積は、令和3年度と比較して0.8ヘクタールの増加となり、また、慣行農業より科学農薬、化学肥料を5割以上低減させる生産においては、新たに一団体が増え、面積は3.5ヘクタールの増加となっています。また、有機JAS認証の取得者も1名増加の5名となり、徐々にではありますが、有機農業や科学農薬、化学肥料低減につながる生産が広まっているところです。

有機農業を進めるためには、消費者の理解が大前提になります。食のまちづくり推進課が行っている畑でクッキング事業は、環境への負荷を低減する生産者のこだわりを知っていただく、また、おいしい農作物を味わっていただく機会を提供するもので、消費者側のファンづくりにつながっています。有機農業は、化学肥料や化学農薬を使用しないことを基本とする生産方法であることから、営農にも課題も多く、一朝一夕で拡大できるものではありませんが、引き続き国や県とも連携しながら、環境負荷を低減する農業の普及拡大を進めてまいります。

2点目の有機農業の課題と弊害についてお答えします。令和3年5月に国が作成したみどりの食料システム戦略では、2040年までに主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術確立し、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕作面積に占める有機農業の取り組み面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することを目指しております。

本年11月28日に、市役所において、農林水産省東海農政局の方々、また、市内の有機農業生産者の方々にお集まりいただき、今後の有機農業の普及拡大に向け、生産技術や販売の実態など、様々な点について意見交換を行いました。生産者からは、例えばトマトの有機栽培は、慣行栽培に比べ、3分の1程度の収穫量となることから、その分を販売対価に反映できないと経営が成り立たないため、消費者に対する有機農産物価格の理解普及も必要であること、また、病虫害防除の技術指導者が少ないことなど、数多くの課題について意見交換されたところです。

また、病虫害を早期に発見する技術や病気に強い品種の開発などについては、市が解決できるものでなく、国や県に対して対応、対策が必要な事項も多く存在するのが課題であると考えております。

3点目の学校給食への有機野菜の活用についてお答えします。令和4年3月議会定例会において、教育委員会からの答弁でもありましたように、有機野菜は天候に左右されやすく、規格が不

ぞろいであったり、農薬等を使用しないことから、虫など異物が混入しやすく、加えて、現在の市内生産分では安定的な量の確保が困難であるなど、学校給食として供給するには、いまだに課題が多い状況です。市では、ふるさと納税を財源として、市内児童、生徒に飛騨牛など、地元食材を知ってもらい、楽しんでいただく機会としてふるさと学校給食事業を設けていますが、この事業にて市内産有機農産物を使用した際は、生産者も大変喜ばれたと伺っております。この事業の継続も、有機農産物の認知度向上や消費拡大につながる重要な取り組みの1つと考えております。

また、議員ご指摘の、千葉県いすみ市では、オーガニック学校給食をお米からスタートしたと伺いました。米であれば、一度に供給できる量を確保するという課題をクリアできる可能性もありますので、本市においても、これを参考に、有機米の生産と導入を検討いたします。今後も教育委員会との連携を図りながら、地産地消につながる農産物の給食への活用について、様々な取り組みを進めるとともに、有機農業に対する理解増進や食品ロスの削減など、環境と調和の取れた農業生産とその消費にかかる食育の推進に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○11番（籠山恵美子）

飛騨市として、有機農業に対する課題を今説明していただきました。それでも、この間、この有機農業に取り組む農家さんが5名になったということは、本当に嬉しいと思います。

なかなか、いろいろな手続きや、それから、やることの中身も有機農業をやろうとなると、そう簡単ではありません。私は消費者ですけれども、本を読んだりしただけでも大変だなと思います。その国との連携ということをおっしゃいましたので、それも一生懸命やっていただきたいと思います。

ところで、2番目の質問の設問の中での説明だったと思いますけれども、国の農林水産省は2050年までに25%、100万ヘクタールの農地を有機にするんだという方針を立ててはいますが、これを飛騨市に当てはめると、飛騨市はどのぐらいの面積になるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

市内の正確な数字は手元にございませので、古川町を参考にしますと、大体の水田面積が、恐らく500ヘクタールほどあるかと思いますので、そのうちの約25%ということになるかと思います。

○11番（籠山恵美子）

有機農業についてというのはいろいろ課題があるということをお聞きしました。私も、この質問をするにあたって、古川国府給食センターの管理栄養士さんともお話をし聞き取りをしました。それから、トマトの専門農家の方のお話も聞きました。トマトを有機でやろうとすると、生産量が3分の1になるということ、なかなか厳しいものだなと思います。

それから防虫対策ですけれども、飛騨市で言うと、トマトの生産量は全体の十数パーセントあると思いますが、これは飛騨市にとってみると、大変な安定した生産量、出荷量だと思います。

そのうちの、全部とは言いませんけれども、少しずつ有機栽培が進めばいいなと思っていますが、ただ、今のところどういうふうには有機化を進めるかということの問題と一緒に、物流、物価高の現在、トマト農家さんは、大変トマトを詰めるダンボールが高騰しておりまして大変苦勞しております。例えば、2回ほど段ボールが値上がりしたと。でも業者さんにはこれで終わりではないよと言われて、買い占めが始まったと。お互いの農家さん同士で買い占めが始まったと。必死ですから、どのぐらい値上がりするのか分かりませんので、買えるうちに買っておこうと思ったら、資金も途絶えてしまうし、いっぱい買った方がいいが、納める場所がないと悩んでいらっしやいました。本当にきゅうきゅうとしている状態だなと思います。

そういう中でも、これからの展望としては、化学肥料なども、ロシア、ベラルーシ、それから中国、これからの輸入が止まっていると。窒素リン酸カリウムが成分の化学肥料の供給が止まって、調達が困難だということですから、将来を見据えれば、いろいろ苦勞はありますけれども、飛騨市の農業も化学肥料から脱却して、国内の堆肥などの資源活用へ切り替えるということは大変現実的ではないかと思います。時間はかかると思いますが、これからの飛騨市の農政に希望をつなぎたいと思いますので、そのあたりはぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、学校給食のことですけれども、例えば保育園などは小規模ですから、今、学校給食というのは県産米で、J Aが間に入っているのでしょうか。一括して、購入していると思いますけれども、少しずつ有機を進めていくということになれば、今5名、その他プラスアルファの農家さんによる、その生産される有機米を少しずつ活用を始めるということは可能なのではないかと思います、そのあたりは、お考えはあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

有機農業を進めるということは、大変重要であるということは認識しております。それで、まずお米からということなんですけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、量の確保がある程度期待できるということになるかと思います。

ただ、やっぱり、コストもかかりますし、例えば、地元の堆肥を使うということになりますと、例えば一反あたり元費が40キロとか数十キロで済むものが、田んぼの堆肥ですと、大体2トンほどです。それでも、牛糞だけだと窒素が足りないんですね。そのあたりも大きな課題になるので、やはりそのあたりの理解をしてくださる農家の方との連携が大変重要になるかと思います。

それで、たまたま今、圃場整備をしているわけなんです、その中の受益者の1名の農家の方が、来年からもち米の有機栽培に挑戦してみたいという方がいらっしやいました。大変キャリアも長くて、すばらしい農家の方で、この際、有機米にもチャレンジしていただけないかということでご相談したところ、昨日の時点では前向きなご返事をいただきましたので、まずはそのあたりを土地だとか、いっぺんにまた有機農業、例えばJ A S 認定を取ろうと思うとやっぱり3年以上かかるものですから、それに近い農業をまず進めていくということを、まずできることから一歩ずつつきたいというふう考えております。

○11番（籠山恵美子）

国際連合も家族農業の10年という勧告というか、こういう政策を出しておりまして、国際連合

も、家族農業を進めております。そういうことで、どうしても有機農業という大規模にできない、手間がかかる、大変だ。それから、防虫。そういうことで、他の慣行農業に影響が起きて、トラブルの元になる。こんなことがこれまでは言われてきましたけれども、やはりこれからの気候変動の問題、それから、いろいろな世界の有事のときの輸出入の規制、あるいはそういうところにストップがかかってしまうことの利害関係、そういうものを考えると、家族農業を地方からコツコツと始めるということは大変大事ではないかなと思います。

そして、有機農業の一番のいいところは何といっても、農薬を使わないということです。そこで、飛騨市でもこれはちょっと市長に伺いたいと思いますが、11月10日の中日新聞に蜂が大量に死んでいるという記事が載りました。これも農薬だということが言われています。私なんかもよく聞いて、本当に困ったものだなと思いますけれども、ネオニコチノイド、農薬ですね。これがネオニコ、ネオニコと言われますけれども、その農薬が検出されたということがありまして、カメムシを退治するには、ネオニコチノイドが必要だけれども、その一方、蜂が大量死してしまうということで、農薬を使うということは、やはり大量に農産物を生産するという効率性がある一方、自然を変えてしまう、生態を変えてしまう、生物の死につながってしまうということなんですが、市長は裏庭で実証的に蜂を飼っていらっしゃるんですよね。でも、養蜂家もいらっしゃいます。こういう方々の直接農業をやっていない方々にも、影響が及んでくる問題ですから、市長としては、もうちょっと広がったところでの有機農業の影響と、それから、それをどういうふうに飛騨市として克服したらいいのかというようなお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

蜂が農薬でという話をおっしゃったようにあると聞いて、ここ最近市役所でも蜂を飼っている関係で関心があるものですから、ニュースは「えっ」と思って拝見したわけですが、これは農業に限らず、産業全般に効率化を求めていったときに、自然負荷がかかるということの繰り返しでありまして、いろいろな公害問題なんかもやっぱりかつてそうだったとか、70年代なんかの日本というのはそうだったと思います。

ただ、その中でいろいろな問題意識を皆さん持たれて、それを克服する努力をされて、何十年か経ってくるとそれがだんだんだんだん改善されてくるという歴史だったと思いますので、やはり効率性だけを追い求めるのではなくて、自然負荷とか、今おっしゃったようなほかの産業、ほかの作物、動物、そうしたものへの負荷ということをやっぱり考えながらそれを低減していくという道筋は捨ててはいけないというふうに思っています。

ただ、他方でいっぺんに切り替えるということは、それはやっぱり1つの産業として農業も成り立っている以上、難しいところがあって、ですので先ほど野村部長の答弁にもありましたように、一つ一つ取り組んでいって、大きな流れを作っていくということがとても大事だと思います。その意味においては大きな方向性としては、地域で循環をする、化学に頼らない、そうしたことは大事なことだというふうに思っていますので、粘り強く、一步一步の歩みではあるけれども、ここは着実に進んでいくという考えの中で、動物も含めてきちんと共存していけるような自然をつくっていくとか、地域をつくっていくということが大事かなというふうに思います。

○11番（籠山恵美子）

これからの子供たちのことを考えると、今、子供のことを考えることは未来への投資だという言葉がよく聞かれるようになりました。投資という言葉が、的確かどうか分かりませんが、やはり特にこの食の問題は子供たちの体を、子供たちの脳神経をどう安全に成長させるかということなので、私たち大人が考えなければなりませんから、私も消費者の一人としてはやはり安全安心な農業をとという声を上げて、そして、またそういう農家さんに協力しながら、飛騨市の農業のまず安心な、何でもかんでも農薬ゼロという、そんな極端なことではありません。とにかく、この農作物は誰がどのようにして作ったのか、そして、それは農薬を使わないで作ったのか、そういうことがはっきりと明示されて、そういうものを安心して食するという循環から始まっていいのではないかなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

2つ目の質問に入りたいと思います。SDGsの目標5、ジェンダー平等の実現について質問をいたします。国連サミットで採択された持続可能な開発目標SDGsの目標5は、「ジェンダー平等を実現しよう」です。その具現化には、飛騨市の男女共同参画計画があり、現在は第3次計画として、国の第5次男女共同参画基本計画や、SDGsの方針が新たに盛り込まれて更新されております。ちなみに、男女共同参画とジェンダー平等は、英訳しますと、どちらもジェンダー・イクオリティと全く意味が同じでありまして、今ではジェンダー平等という世界共通の表現が主流となっております。

この計画には3つの目標があります。目標1、誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の実現。目標2、一人一人が個性を生かし、活躍できるダイバーシティ、多様性の推進。目標3、あんに暮らせる魅力的なふるさとづくりの推進、ということです。

ところで、令和元年の3月議会には、まさにこの目標1、2の先陣を切って、市はパートナーシップ制度を議会に上程したようですけれども、導入は延期となりました。当時私は議員ではなかったため、このニュースを新聞報道で知りました。

まず、2019年、令和元年2月にメディアは、飛騨市は、LGBTの当事者や事実婚のカップルを夫婦や家族として認定するパートナーシップ証明書を4月から発行すると報道しています。当時、記者会見した都竹市長は、当事者の気持ちに寄り添うことは当たり前、多様なライフスタイルを分け隔てなく認めることで、市民生活を充実させたいと表明をしておりました。

しかしその1か月後、新聞には「飛騨市パートナー制度延期、議会に慎重意見」の見出しが躍っておりました。その中身はと言いますと、「性的少数者、LGBTや事実婚のカップルを結婚に相当するパートナーとして認める証明制度を4月に始める予定だった飛騨市は、制度開始を当面延期することに決めた。市議会でも慎重な意見が相次いだことなどを踏まえた。そして、議会本会議では、制度を始めるときは、事前に報告を求める附帯決議を求めるという附帯決議が可決された。」となっており、都竹市長は、「市民向けの講演会を開き、丁寧に説明を重ねたい。制度の趣旨をきちんと理解していただくチャンスを得たと思う。」と締めくくっております。

私は飛騨市が新しい年を迎えるこの機会に、当時の議事録をくまなく閲覧してみました。率直に言って、パートナーシップ制度の本質的な論議が足りなかったという印象は否めません。

しかし、世界は今やジェンダーギャップの克服も進んでおり、ジェンダー平等の機運はますます広がっています。地球上の誰一人取り残さないという誓いの下採択された国際目標SDGs。

それを飛騨市は政策目標としてすでに更新しているのに、なぜか、パートナーシップ制度は附帯決議付のまま、継続案件となってもう3年も放置されています。このまま見過ごすことは、市民に対して大変無責任です。

そこで、市長に伺います。まず1つ目に、この間の市の取り組みはどのような成果を上げましたか。市民や職員の認識度はどのようなものか、検証できましたか。市民に向けて説明をお願いします。

2つ目に、来年度からはぜひパートナーシップ制度を導入し、同時に市民にはこの制度の意味を堂々とアナウンスして、誰も取り残さず、あんきに暮らせる魅力的なまちづくり、目標3を推進していただきたいと切望します。市長の英断を伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ジェンダー平等につきましてのお尋ねでございます。私からは2点目の制度の導入についてお答えします。1点目のほうは後ほど市民福祉部長から答弁してもらいます。

まず、パートナーシップ制度の導入であります。平成31年の2月ということで、導入を行おうとしたわけでございます。この制度ですが、予算を伴いませんし、条例議案でもありませんでしたので、平成31年度予算発表の資料の中で、ゼロ予算施策として盛り込むという形で明らかにいたしました。記者発表しましたところ、この点をメディアが大変関心を示しまして、ここをピックアップした形でセンセーショナルに取り上げられたものですから、大変な話題になりまして、正直言いまして、これほど大きな反響になるとは思ってもみなかったというのが、当時の率直な思いであります。

実は、私自身パートナーシップ制度が当時全国的に大きな議論になっているという認識が薄くて、あらゆる市民が自ら望む幸せのあり方を追求できる地域をつくり上げていきたいという思いの中での、いろいろな施策のうちの1つという考えでありましたので、本当に意外だったというのが、正直なところです。

また、私自身、学生時代に憲法を勉強しておりましたので、基本的人権の保障ということに対しては自らも思いがありましたし、言わば当然の取り組みだという思いがあったというのも事実でございます。しかし、予想外の反応に直面いたしまして、正直言って大変困惑をいたしました。

それで、歓迎される声も大変大きかったわけでもありますけども、一方で、見知らぬ全国他地域の方々からメッセージなんかが届きまして、伝統的な家族制度を破壊するという全く理解に苦しむようなことを言って来られた方もありましたし、露骨に不快感を示される一部市民の方があったというのも事実でございます。その中で、自分自身が当たり前だと思っていることが、世間では、世の中で当たり前ではないこともあるんだということも当然知りましたし、現在の基本的人権というものが世界の歴史の中で長い時間かけて獲得されてきたものでありますけど、その獲得の歴史の中には、もうこれとは比較にならないような大きな困難があったんだろうなということも、わずかな体験を通じてではありましたが、そうしたことに思いをいたしたということでございました。

それで、当時の議会の議論にお触れになったわけでありますけども、これも私としては忘れられないものでございます。それで、議案でもないし予算でもなかったということで、一般質問では議論はなかったんですね。総務常任委員会で、直接関係していない委員会条例の改正案の中でこの問題が論議されたということでございまして、性別欄の廃止という議案でしたが、当時、これはもう既に多くの自治体で導入されていて、大きな議論なったところはほとんどない中で、委員会では否決で本会議で可決という経過をたどったということでございます。この議論について、る申し上げませんけれども、思うところは今も多々あります。

その上で、おっしゃったような、平成31年度当初予算に附帯決議が付きまして、その内容は、「性の多様性を理解し誰もがありのままで安心して自分らしく過ごせる生きやすい社会づくりに向けた取り組みであることは理解するが、市民の理解は様々であるということで、本事業の執行にあたっては事前に議会への報告を行うよう求める。」という文言であったわけであります。

この附帯決議は、飛騨市議会としてこの取り組みを理解すると公式に表明されたものでありまして大変意義深いものであるというふうに思っていますが、同時に、時間をかけて理解を深めるべきだという意図を込めたメッセージであるというふうに受け取りましたので、また、先ほど申し上げたように実際に市内においても十分な認識があるとは思えないという事例もありましたから、時期を定めず、私自身が得心できるまで理解増進を図るという方針としたということでございます。

それで、市としての研修会を行ったり、様々な取り組みをしてきたんですが、その中で私自身も改めて研修会に参加するなどして勉強し直してみたわけであります。その中で感じたことは、この問題は、パートナーシップ制度というものが独り歩きする形で論争を呼んでいるんだということを非常に強く感じました。これは議会で申し上げたことがあるんですが、もし、これが飛騨市においてパートナーシップ制度ではなくて、性的指向に関する申出書という名前であったとしたら、恐らく話題になることはなかったと思います。

そうしますと、実際にこれは何のためにやったかというところ、市の施策を適用していく上の手続きであるというところが大きな主眼でありますから、あえて論争の的になっているパートナーシップ制度を導入しなくても、実質的に同様の取り組みはできるはずだというふうに考えたわけです。そこでその後、市営住宅の入居者資格とか、結婚祝い品の贈呈制度等の対象者要件に、事実上婚姻関係と同等の事情にあるものというものを加える扱いとしたところでございます。

以上を踏まえますと、今時点で、パートナーシップ制度を導入する意味というのは、実質的にはもう実現されているわけですから、そうすると性的マイノリティーに関する社会的認知にどう応えるか、あるいは主としてのメッセージをどう出すかということに尽きるというふうに考えられます。

現在、世の中の流れは、この3年間でも大きく変わりつつありまして、パートナーシップ制度の導入はもう全国で240を超える自治体で行われています。岐阜県においても知事がその導入を検討することを議会に表明されていらっしゃるし、飛騨市でも、今年の少年の主張大会では、性的マイノリティーへの理解をテーマとして発表する中学生も現れるようになっているということでございまして、この3年間でも社会的な認識は着実に高まっているというふうに受け止めております。

一方で、先ほど申し上げましたように、もともとの狙いは人それぞれ様々な形での幸せの追求が認められていく地域をつくるということでありますから、とすれば、最近メディア等で多様性を意味するダイバーシティという言葉が使われるようになっておりますけれども、性的マイノリティーのみならず、性別、年齢、障害の有無、あるいは国籍など様々な違いを持った人々が共存しながら、それぞれの幸せを追求できるダイバーシティの町というものを目指すというメッセージを出していくほうが、今の時代、時期に合っていて適当ではないか、そのように思っております。

それで、飛騨市ではコロナ禍で、誹謗中傷をやめて感染者に優しい言葉をかけられる町にしようということで、やさしいまちづくり宣言というメッセージを出しました。これは籠山議員にも、一般質問でも触れていただいたわけでございますけども、この宣言は特別な普及啓発はしなくても、短期間で普及浸透していったという、非常に好事例であったのではないかというふうに思っております。

同様に、パートナーシップ制度というよりは、ダイバーシティを尊重し、あらゆる人が自らが望む幸せを追求できる町であることを分かりやすく打ち出して、その認識を広げていくということが、今、必要ではないのかと考えておりまして、そうした考えの中で、現在来年度に向けた政策協議の中で具体的にどんな取り組みにしていっていいのかということを検討しているところであるということでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。それでは私からは、1点目のジェンダー平等の周知、理解への取り組みについてお答えします。

平成31年3月議会の際に議論のあった市民の性の多様性に対する理解認識を深めるため、市ではその後、様々な取り組みを行ってまいりました。具体的には、性の多様性への理解増進を全国へ広げる活動をされている講師によるリーダー研修会、LGBTをテーマにした映画の上映、人権啓発パネル展や、パンフレットの配布、青年会議所との合同研修会の開催などを計6回実施してまいりました。参加した市民からは、性の多様性について誤解や認識不足があった。今後の行動、言動に注意したいなどの感想があり、多くの方がこの問題を身近に感じ、理解を深めていただいたものと考えています。

市職員の理解増進については、毎年、県の人権啓発指導員による性の多様性に関する研修会を開催し、性的マイノリティーに対する基本的な理解と対応について学び、意識改革及び知識向上を図っております。また、庁内の公文書等における性別欄を点検、その要否を検討し、様々な様式について性別欄の削除を行うとともに、新たな制度等創設の際には、申請様式等への性別記載の要否について意識するよう求めており、職員の認識も高まっていると思います。

また、パートナーシップ制度導入によることなく、法律婚の方と同等の権利や行政サービスが受けられるよう、市の各種制度の見直しを行い、具体的には市営住宅の入居資格や結婚祝い品の

贈呈対象要件について適用しています。現在までに市営住宅への入居1件、結婚祝い金、令和3年当時でございますが、1件の利用実績がありますが、このことについて、これまで市民から批判や苦情の声を聞いたことはありません。

こうした市の取り組みの一方で、この3年間、LGBTQやパートナーシップ制度については、メディア等でもごく自然に取り上げられるようになり、全国各地で導入を進める事例も多くなりました。市民も何気なく目や耳にする機会も増え、少年の主張大会などでも、これらの問題を取り上げる子供たちも出てきており、今では多くの方が受容されていると考えています。市民の認識度に関するアンケートなどによる検証まで行っておりませんが、自然の流れの中で、理解が深まっているものと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

藤井部長に先にお聞きしたいと思います。市民、それから職員の理解と認識は随分高まったということで、大変喜ばしいことだと思います。

実際に、9月議会で条例改正もありまして、そのときに住居の市営住宅のことがありまして、私も質問しましたけれども事実婚の方々、同性婚の方々もちゃんと同じように市民として扱ってくださるようになっていくということは、そのときに知りました。パートナーシップの中で、その方々に対する便益というものが実際に飛騨市はもう既に実現されているということも知りました。

ただ、病院に入院したり、それから手術をするというときに、証明書があるかないかで、その事実婚、あるいは同性婚の方々が、お医者さんから説明を聞いたりということができないのではないかと思います。そういうケースが出た場合には、そのための何か証明書というものは、飛騨市は発行できるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

証明書の発行については現在はいたしておりません。

○11番（籠山恵美子）

それではそのことを絡めて市長に伺います。今、市長の説明をお聞きしまして、ダイバーシティという言葉が出ました。確かに、市の男女共同参画の計画の中にも、その基本目標には、活躍できるダイバーシティの推進ということが書いてありまして、これは当然のことですし、これはもう、やはり基本的人権だと思います。

ジェンダーギャップ指数という言葉がありまして、これは経済、教育、政治の分野で男女間の不均衡、これを示す指標です。日本は世界156か国中120位。G7の中では最下位です。そして岐阜県は、先ほどお話がありましたけれども、導入しているのは関市のみです。

ジェンダー問題は、私は本当にまさに人権問題だと考えております。当事者の方々は、だんだん表に出て、そして、自分たちのシンボルカラー、レインボーカラーというものを、全国至るところで、いろいろな場でそれを利活用して、ご自分達の主張をしております。当然のことだと思います。人としての権利を尊重し、守ることは当たり前で、それを他人がどうこう言う権利は全

くありません。このことを守るのは、まさに行政の責任だと思います。ですが、理解が進まないとしたら、それも行政の責任だと私は思わざるを得ないんですね。

つまり、市民の受け止め方が様々と放っておくから前に進まないんですね。ですから、これを克服しなければならないと思います。市民の一步前に先んじて、進んで啓蒙し、実現するのが行政の仕事だと思っていますので、市長が今おっしゃいましたダイバーシティ、このことについて考えていくということでした。これは大賛成です。ダイバーシティというのは、それこそパートナー制度をさらに包括した、包摂した大きな受け止め方、考え方です。そういう大きなところで、飛騨市がメッセージを市民、あるいは全国に発信するということはとても大事なことだと思います。

それで、実際に、新型コロナウイルス感染症のときも、ああいうポスターができ、それから同報無線などでも何度も何度も繰り返し、風評被害を防止するために、メッセージを送って、そのために、今3年目ですけれども、今、市民の方々、私もそうですけれども、平気で「うちの娘がかかった。」とか、「うちのおばあちゃんがかかったよ。」とか、普通に言えるようになりました。何のギクシャクした関係もなく、これはやはりそういう繰り返しの行政の啓蒙が本当に功を奏したと私は思っています。

ですから、カーボンニュートラル都市宣言をしたのも、これも大変大事なことだと思います。それを、実際にやらなくてそういうのぼり旗を上げなくても、あるいは垂れ幕を下げなくても、実際にやっていけばいいんだというのでは、やはり十分ではない。

それは当事者のことを考えたときに分かるんですね。当事者の方々は、実際に市役所に行って、ほかのパートナーシップ制度を導入されている自治体と同じように対応して下さったとしても、一步町に出たら、やはりいろいろな差別や偏見もあるかもしれません。そういうときに、市がきちんとうちはこの町ですよということを宣言して、そういうことがきちんと市民の中にずっと浸透していればそういう当事者の方々は本当に住みやすいと思うんですね。

ですから、そういうことは、ぜひこれから、これを機会にやっていただきたいと思います。そのあたりは、病院での対応、事実婚、同性婚の方々が、パートナーシップ証明というものがあれば、お医者さんに一緒になって、その手術のことをいろいろ聞くことはできるけれども、それは今のところではできないんですね。身内ではないので。その証明があるからこそできるんですけれども、そういうことを飛騨市としては何かの方法でやっていけるのでしょうか、伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、いろいろな事例が世の中に出てくると思うんですが、病院が例えば、実際にそういう事例があるという話は、今のところ聞いていないんですけど、もし、仮にそうだとすれば、むしろ病院にそういうケースであっても、直接親族関係とかそういうことの証明がなくても、自分はこの人を信頼していて、この人に話してもらいたいんだという人を、きちんとその人に説明するようにして欲しいということを、病院に言うほうが大事だと思うんですね。

それこそがまさしく飛騨市のみならずダイバーシティという地域をつくっていくために必要

なことだと思うので、病院の対応を前提にしながら制度を整えるのではなくて、病院そのものに変わってもらうように働きかけていくというのが、行政のやるべきことではないかなというふうに思います。

先ほどおっしゃったように、やっぱりこうやって勉強しながら改めて立ち止まっていろいろ考えてみると、全部基本的には同じだというふうに思っていて、今、障害児者の支援というのは、私、非常に飛騨市として力を入れてやっているのですが、先日、バリアフリーマップを作って、医療的ケア児とかお母さん達の会、親の会があってあかりんぐという会が、そのマップの中に、心のバリアフリーのお店というのを入れているんです。つまり、物理的にはバリアがあるのだけでも、例えば車椅子の人が来たときに、快く手を貸してくれるという店ですよ。そういう心のバリアフリーということを入れていて、私はそういう流れができてく中でも見ていると、やっぱり、これは共通だなと。障害の問題も、性的マイノリティーの問題も、およそいろいろな人たちに優しい、いろいろな違いを優しく認めて受け止めていくということ同じだなということを思うんです。

やっぱり、そこに着目する必要があるので、ダイバーシティというくくりの中で、議員がおっしゃっていただいたように、全部包摂する中で、取り組んでいく、そのうちの中で議論していくのが本当に自然なことだし、それこそが行政が目指していくことかなというふうに思いますので、そんな思いでいるということも併せて申し上げさせていただきます。

○11番（籠山恵美子）

珍しく私も理解できました。ですから、これからもう少しで新年も明けまして、新年度もやってきます。新しい飛騨市、また、市民に対して本当に新しい展開が開けるように、いろいろ大変な物価高、新型コロナウイルス感染症、本当に切ない毎日ですけれども、そういう中でもやれること、このダイバーシティの考え方、そういうまちづくりだと思いますので、ぜひ議会も協力しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。